



香労発基 0624 第 1 号
令和 6 年 6 月 24 日

一般社団法人 香川労働基準協会
会長 殿

香川労働局長



死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

貴会におかれましては、日頃より安全衛生行政への御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、香川労働局における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少し、特に昨年の死亡者数は、統計史上過去最少となる 4 件でした。しかしながら、令和 6 年における香川労働局管内の死亡労働災害は、令和 6 年 6 月 6 日に発生した死亡労働災害によって 7 人となり、極めて憂慮すべき状況となっています。

つきましては、別紙のとおり労働災害防止に向けた取組を要請いたしますので、傘下の会員などの関係者に対し、基本的な安全活動が着実に実施されるよう周知、指導及び援助のほどお願いいたします。

死亡労働災害多発緊急警報の発出に伴う緊急要請

香川県内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少し、特に昨年の死亡者数は、統計史上過去最少となる4件でした。しかしながら、令和6年における香川労働局管内の死亡労働災害は、令和6年6月6日に発生した死亡労働災害によって7人となり、極めて憂慮すべき状況となっています。

事故の型別で見ると、「墜落・転落」が3人、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」、「切れ・こすれ」がそれぞれ1人となっています。

働くにあたって死亡労働災害は本来あってはならないものであり、死亡労働災害の撲滅を目指した不断の取り組みが必要です。

かかる状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発出し、労働基準監督署を通じて県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向けた安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ることとしました。つきましては、貴団体の傘下の会員などの関係者に対して、下記事項に取り組むよう、周知、働きかけを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 死亡労働災害多発緊急警報の発出期間

令和6年6月24日から令和6年8月31日まで

2 期間中に特に徹底すべき事項

事業者は、職場内において基本的な安全対策が機能しているか確認してください。

その際、次のことに特に留意してください。

① 非定常時作業を含めたリスクアセスメントの実施。

また、リスクの除去・低減措置が近道行動や省略行動等による労働災害に対して有効であるか確認。

② 労働者に対する危険感受性を高める安全教育の実施及びその理解の確認。

③ 職場におけるコミュニケーションの活性化による的確な安全指示や情報伝達。

令和6年6月24日

一般社団法人 香川労働基準協会

会長 殿

香川労働局長

栗尾保和

